

第30回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和2年1月27日

午前10時00分～午前11時31分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	阪口 正明
小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎	鈴木 和幸
望月 信雄	吉田 真利子	齋木 弥	上西 透

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第109号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第110号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第111号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第112号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第113号 農業経営基盤強化促進法18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第114号 農用地等の利用調整申出について

議案第115号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

- 議 長 只今より第 30 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。日程 1、議事録署名委員の指名については、2 番齋木委員さん、3 番鈴木委員さん、よろしくお願いいたします。日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。
- 各 委 員 異議無し。
- 議 長 異議無し。ということで本日 1 日限りといたします。次日程 3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。次日程 4、「会務報告」局長よりお願いします。
- 局 長 第 29 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。整理番号 1 番、12 月 23 日第 29 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員 12 名と事務局が出席をしております。次に整理番号 3 番、1 月 10 日、利用調整会議と現地調査が、跡佐登福祉の家開催されております。第 3 ブロックの委員さんと事務局が出席をしております。次に整理番号 4 番、1 月 14 日、現地調査が農業会議室で開催されております。第 1 ブロック、第 2 ブロックの委員さん、事務局が対応をしております。次に整理番号 6 番から 8 番、1 月 20 日から 22 日、各種研修会が札幌市で開催され、塩沢会長、委員 3 名事務局が出席をしております。なお、これらにつきましては来月の総会にて報告をいたします。以上簡単ではございますが会務の報告とさせていただきます。
- 議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 73 号「農用地等の利用調整結果について」2 番齋木委員よろしくお願いいたします。
- 齋 木 委 員 2 番齋木です。農用地等の利用調整結果について報告いたします。報告第 73 号につきましては、1 月 10 日 11 時から、跡佐登福祉の家にて開催いたしました。調整委員の出席者は、上西代理、吉田委員、渡辺委員、私と事務局です。出席者につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏 2 名の出席です。事務局の説明のあと、各候補者より希望を聞き取りし、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏がそれぞれ使用していた土地であり、両者とも希望の金額で決定いたしました。以上簡単ではございますが、利用調整会議の報告といたしますのでよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、有難うございました。只今齋木さんから報告がございました。何かご質問ございますか。
- 各 委 員 ありません。
- 議 長 それでは、報告第 73 号を報告済みとさせていただきます。次日程 6、報告第 74 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」事務局説明お願いいたします。
- 事 務 局 それでは総会資料の 3 頁をお開き願いたいと思います。報告第 74 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」下記農地について、合意による解約があったので報告する。令和 2 年 1 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。6 件の合意解約がございました。4 番までは、郷司昌弘さんから幸広さんへの経営移譲に伴うものでございます。それでは

番号1から説明いたします。

番号1番、所在は、字〇〇〇〇外34筆の計〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人につきましては、同住所であります、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は令和元年12月30日。契約期間は、平成26年5月26日から令和6年5月25日までとなっております。続きまして5頁目になります。

番号2番。所在は、字〇〇〇〇外6筆の計7筆。面積は合計で、〇〇〇〇㎡でございます。買付人、借受人につきましては、同一人物ですので割愛させていただきます。合意解約日も同日ですので割愛させていただきます。契約期間につきましては、平成21年8月28日からとなっております。続きまして番号3番でございます。所在が、字〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2筆でございます。面積は合計で、〇〇〇〇㎡となっております。契約期間につきましては、平成22年7月27日からとなっております。続きまして4番でございます。所在が、字〇〇〇〇外2筆の計3筆。面積は、〇〇〇〇㎡でございます。契約期間は、平成22年12月22日からとなっております。2番から4番につきましては、終期間がないのは、3条申請の伴う契約だったからということで、終期を記載してございません。続きまして番号5番になります。所在は、字〇〇〇〇の1筆でございます。面積は、〇〇〇〇㎡の内、〇〇〇〇㎡。貸付人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。合意解約日は令和2年1月9日。契約期間につきましては、平成22年4月28日から令和2年4月27日までとなっております。次6頁をお開き願いたいと思います。番号6番になります。所在は、字〇〇〇〇の1筆でございます。面積は、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡となっております。貸付人、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借受人、弟子屈町字〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。合意解約日は令和元年12月26日、契約期間は、平成30年3月27日から令和5年3月31日までとなっております。以上簡単ではございますが、報告第74号の説明といたします。よろしく願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。只今事務局から説明ございました。何かございますか。

各 委 員 ありません。

議 長 はい、それでは報告第74号を報告済みとさせていただきます。次日程7、議案第109号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明よろしく願いいたします。

事 務 局 総会資料7頁になります。議案第109号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による、農地等の権利設定及び移転の許可申請があった下記のものについて議決を求める。令和2年1月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。
申請番号1番から説明いたします。権利設定は、所有権移転でございます。所在は、字〇〇〇〇外5筆の計6筆。公簿地目は畑及び原野、現況地目は全て畑となっております。面積は、〇〇〇〇㎡となっております。譲渡人につきましては、標茶町〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、譲受人、標茶町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。申請事由につきましては、後継者への売買、また経営規模拡大のためとなっております。契約の種類は売買となっております。金額は、〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円ということとなっております。図面につきましては、10頁を参照願いたいと思います。またこの申請につきましては、〇〇〇〇さんが納税猶予を受けているのですがそれ以外の対象農地について、今のうちに所有権を移転させておきたいという希望があって、3条申請ということとなっております。続きまして番号2番でございます。権利は使用貸借になってございます。所在は、字〇〇〇〇外7筆の計8筆でございます。公簿地目は原野及び畑、現況地目は全て畑となっております。面積につきましては、合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人につきましては、弟子屈

町○○○○、○○○○氏、借受人につきましては、同住所であります、○○○○氏でございます。申請事由につきましては、経営移譲のため、後継者、経営者に無償貸与する。現経営者より経営地を無償で借り受けるとしております。その他の状況につきましては、使用貸借経営移譲に伴うものでございます。図面につきましては 11 頁 12 頁をご参照願いたいと思います。続きまして申請番号 3 番でございます。権利につきましては、使用貸借。所在につきましては、字○○○○外 2 筆の計 3 筆。公簿現況地目とも畑でございます。面積は、○○○○㎡でございます。貸付人につきましては、弟子屈町字○○○○○○○○、○○○○氏。借受人は、同住所で、○○○○氏になってございます。申請事由につきましては、経営移譲のため、所有農地を無償貸与する。現経営者より経営地を無償で借り受けるとしてございます。3 番につきましては、先ほどの合意解約であります○○○○氏の経営移譲に伴う申請となっております。図面につきましては 13,14 頁をご参照願いたいと思います。続いて 8 頁 9 頁になります。申請番号 4 番。権利につきましては、使用貸借。所在は、字○○○○外 45 筆の計 46 筆となっております。公簿地目は畑、牧場となっております。現況地目は全て畑となっております。貸付人につきましては、弟子屈町字○○○○○○○○、○○○○氏でございます。借受人につきましては、○○○○氏でございます。申請事由につきましては、経営移譲のため所有農地を無償貸与する。現経営者より経営地を無償で借り受けるとしてございます。これも先にありました合意解約がありました、○○○○氏への経営移譲に伴う農地法 3 条申請となっております。図面につきましては 15 から 17 頁をご参照願いたいと思います。なお今回の 1 番から 4 番までの申請につきましては、別紙 3 条調査書において添付してございます。全ての案件について許可相当としてございます。以上議案第 109 号の説明といたします。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、有難うございます。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。申請番号 1 番については、5 番元山委員さんよろしくお願ひいたします。

元山委員 5 番元山です。申請番号 1 につきまして、現地調査を 1 月 14 日に、塩沢会長、江上委員、鈴木委員、私と事務局で農業会議室において航空写真で確認し実施しました。本申請は標茶町の○○○○さんが親の名義である農地の所有権を取得するための申請です。○○○○さんは経営移譲をすでにしており、今回の申請地においても営農地として管理されていることから問題ないと判断しました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願ひします。

議 長 はい、有難うございました。次、申請番号 2 番については、9 番小林委員さんお願ひいたします。

小林委員 9 番小林です。申請番号 2 につきまして、現地調査を 1 月 14 日、望月委員、新木委員、阪口委員、私と事務局で農業会議室において航空写真で確認し実施しております。本申請は○○○○さんから、後継者の○○○○さんへの経営移譲に伴います申請であります。全農地をきちんと使用してございまして、従来通りの経営を行うということで問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願ひします。

議 長 はい、有難うございました。次申請番号 3 番 4 番については、2 番齋木委員さんよろしくお願ひいたします。

齋木委員 2 番齋木です。申請番号 3 番、4 番につきまして、現地調査を 1 月 10 日に上西委員、吉田

委員、渡邊委員、私と事務局で跡佐登福祉の家において航空写真で確認し実施しております。本申請は〇〇〇〇さんから後継者である〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴う申請であります。農地は適切に管理されており、従来通りの経営をしていくこととし、何ら問題ないと判断いたしました。また、賃貸借している農地についてもこのあとの、利用集積により利用権移転することとしており、経営面積に移動はない状況であります。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしく申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番 2 番 3 番 4 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 109 号決定させていただきます。次日程 8、議案第 110 号「農業振興地域整備計画の変更について」日程 9、議案第 111 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」日程 10、議案第 112 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」一括事務局説明よろしくお願ひいたします。

事 務 局 総会資料 18 頁をお開き願ひたいと思います。議案第 110 号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。令和 2 年 1 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

整理番号 1 番から説明いたします。区分につきましては用途変更でございます。所在は、字〇〇〇〇。公簿現況地目とも畑でございます。面積につきましては、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。事業主体につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。計画内容につきましては、農業用施設の整備。事業名称につきましては、スタックサイロの造成となっております。期間につきましては、許可日から令和 2 年 7 月 31 日。所要面積につきましては、スタックサイロ 5 基分となっております。内訳につきましては記載のとおりでございます。事業の必要性につきましては、経営規模拡大のため飼料の増産が必要となったため。土地選定の理由は、遠隔の経営地の一角にスタックサイロを整備することで効率化を図ることができるとしております。事業費につきましては、〇〇〇〇円で自ら整備することです。図面につきましては、20 頁 21 頁となっておりますのでご参照願ひます。

続きまして整理番号 2 番、3 番については、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏が農産物集積場を造成するための申請となっております。まず 2 番につきましては、字〇〇〇〇。面積につきましては、〇〇〇〇㎡。番号 3 番、字〇〇〇〇。面積につきましては、〇〇〇〇㎡となっております。計画内容につきましては、農業用施設の整備。事業名称につきましては、農産物集積場の造成となっております。事業期間につきましては、令和 2 年 7 月 31 日までの造成としております。2 番 3 番同じ理由となりますので一括して説明いたします。事業の必要性となります。近年農産物の運搬には大型車両を使用し運搬経費削減及び悪天候時の輸送効率低下抑制が重視されており、集積場の確保が急務となっている。土地選定の理由は、大型車輛の出入りが容易及び作付圃場の近隣であるためとなっております。事業費につきましては、2 番につきましては〇〇〇〇千円、3 番につきましては、〇〇〇〇千円となっております。いずれも自己資金で対応することとなっております。図面につきましては 22 頁から 25 頁をご参照願ひます。続きまして整理番号 4 番、区分につきましては、用途変更になります。所在は、字〇〇〇〇及び〇〇〇〇の 2 筆でございます。面積につきましては、〇〇〇〇㎡でございます。公簿現況地目とも畑でございます。事業主体につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。計画内容につきましては、農業用施設の整備。事業名称につきましては、スタックサイロの造成となっております。事業期間につきましては、許可日から令和 2 年 7 月 31 日までの造成としてございます。内容につきましては、スタックサイ

ロ8基分ということで、〇〇〇〇㎡を用意しておりまして、内訳につきましては記載のとおりでございます。事業の必要性につきましては、経営規模拡大のため飼料の増産が必要となったため。土地の選定理由につきましては、現有施設に隣接し、効率的な利用が可能となるためとなっております。事業費につきましては、〇〇〇〇千円でございます。全て自己資金で対応することとなっております。図面につきましては26、27頁をご参照願いたいと思います。続きまして整理番号5番でございます。区分は用途変更となっております。所在は、字〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2筆でございます。公簿地目畑、牧場。現況地目は畑となっております。面積につきましては、2筆合計〇〇〇〇㎡でございます。事業主体につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。事業内容につきましては、農業用施設の整備。事業名称につきましては、スタックサイロの造成となっております。事業期間につきましては、許可日から令和2年7月31日までの造成としております。所要面積につきましては、スタックサイロ、ロール置場を造成するというので、合計〇〇〇〇㎡の転用となっております。事業の必要性につきましては、経営規模拡大のため飼料の増産が必要となったため。土地選定の理由につきましては、現有施設に隣接し、効率的な利用が可能ということとなっております。事業費につきましては、〇〇〇〇円となっております。全て自ら整地を行うというこの事業となっております。また、この土地の所有者につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の所有地となっております。整理番号6番になります。区分につきましては、除外になります。所在は、字〇〇〇〇の1筆でございます。面積につきましては、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。事業内容、名称につきましては、携帯電話無線基地局の設置となっております。事業期間につきましては、許可日から令和2年3月31日までの設置を予定してございます。所要面積につきましては、25㎡となっております。事業の必要性につきましては、携帯電話サービスの安定的な提供のため。土地選定の理由につきましては、申請地を中心とする周辺一帯が携帯電話サービス品質向上を図る必要性が必要であるエリアとなっているためとなっております。事業費につきましては、〇〇〇〇千円となっております。自己資金で行うこととなっております。図面につきましては、30、31頁を参照願います。また、アンテナの設計図につきましては32、33頁を参照願いたいと思います。所有者につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の所有地となっております。またこの土地は経営移譲に伴う3条申請があった土地でございます。今回の申請に伴い合意解約もいただいている状況でございますのでご報告いたします。

34頁をお開き願います。議案第110号の1番から4番については合わせて農地法4条、5番については、農地法5条の申請がありましたので引き続き説明いたします。議案第111号「農地法4条の規定による許可申請について」農地法第4条の規定による、農地の転用の許可申請があった下記のものについて意見を求める。令和2年1月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

申請番号1番につきましては、〇〇〇〇氏のスタックサイロ造成に伴うものでございます。35頁に意見書がございますのでご参照願いたいと思います。申請者につきましては、〇〇〇〇氏。申請地につきましては、字〇〇〇〇。面積につきましては、〇〇〇〇㎡となっております。当該事項とした判断理由といたしまして、申請地は、弟子屈町役場から北方向へ約12.5kmに位置する農振農用地区域内の農地である。現在農用地区域から用途変更の申請中であるということとなっております。許可基準からみた意見としまして、農地の区分と転用目的ですが、当申請は経営の効率化のため、農業用施設整備スタックサイロ造成をするものである。整備により効率的な利用が可能となる場所である。当該事業実施のため必要面積の転用でありやむを得ないものと思われることとさせていただきます。その他の事項につきましても、添付書類等確認しても問題なしとさせていただきます。続きまして申請番号2番3番の意見書につきましては36、37頁でございます。いずれも申請者につきましては、〇〇〇〇氏となっております。面積につきましては、36頁〇〇〇〇㎡、37頁〇〇〇〇㎡となっております。判断理由につきましては、申請地は、弟子屈町役場から北西方向へ、2番につきましては17km、3番につきましては11.5kmに位置する農振農用地区域内の農地である。現在農用地区域から用途変更の申請中であることとさせていただきます。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、当申請は、農産物の効率的な集荷運搬体制の充実のため、農産物集積場を整備するものである。搬出路に隣接した圃場の取り付け部分に設置することからも、転用はやむを得ないものと思わ

れるとしてございます。その他事項につきましても、添付書類等確認し問題なしとしてございます。

続きまして申請番号4番の意見書につきまして38頁を参照願いたいと思います。転用目的につきましても、スタックサイロ、ロール置場造成、面積につきましても、〇〇〇〇㎡となっております。該当事項とした判断理由といたしましては、申請地は、弟子屈町役場から西方向へ約8.5kmに位置する農振農用地区域内の農地であり、現在農用区域から用途変更の手続き中であるとしてございます。農地転用に関する許可基準からみた意見につきましても、当申請は経営の効率化及び規模拡大のため、農業用施設整備スタックサイロロール置き場を造成するものでございます。現有施設に隣接しており効率的な利用が可能な場所である。当該事業実施のため必要面積の転用でありやむを得ないものと思われるとしてございます。またその他事項につきましても、添付書類等確認して問題なしとしてございます。この4件とも議決されましたら北海道農業会議へ意見聴取を要することと予定としてございます。意見聴取した後北海道へ申請という形となっておりますので申し添えます。

39頁になります。続きまして5番につきまして、議案第112号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による、農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて意見を求める。令和2年1月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。5条申請につきましても先ほど議案第110号の5番、〇〇〇〇氏転用のものでございます。意見書につきましても、40頁をご参照願いたいと思います。

申請者ですが所有者が、〇〇〇〇氏。借主につきましても、〇〇〇〇氏となっております。面積につきましても、〇〇〇〇㎡でございます。該当事項とした判断理由は申請地は、弟子屈町役場から南方向へ約8.5kmに位置する農振農用地区域内の農地であり、現在農用地区から用途変更の手続き中であるとしてございます。転用に関する許可基準からみた意見としましては、当申請は経営の効率化及び将来的な規模拡大のため、農業用施設整備スタックサイロロール置き場造成をするものである。現有施設に隣接しており効率的な利用が可能な場所である。当該事業実施のため必要面積の転用でありやむを得ないものと思われるとしてございます。その他事項につきましても、問題なしでございます。これも4条同様、議決されましたら北海道農業会議へ意見聴取することといたします。以上、議案第110号111号112号の説明といたします。ご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

議長 それでは事務局の説明が終わりましたので、議案第110号111号112号についての現地委員さんの報告をお願いいたします。議案第110号整理番号1、議案第111号申請番号1について11番上西委員さんよろしくお願いいたします。

上西委員 11番上西です。議案第110号の整理番号1番、議案第111号の申請番号1番について、現地調査を1月10日に斉木委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で跡佐登福祉の家において航空写真で確認し実施しております。申請された農地については遠隔地であるものの、〇〇〇〇さんの経営規模拡大のため、スタックサイロを整備することで作業効率化を図るためのものであり、問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございます。次議案第110号の整理番号2番3番、議案第111号の申請番号2番3番について、2番齋木委員さんよろしくお願いいたします。

齋木委員 2番齋木です。議案第110号の整理番号2番3番、議案第111号の申請番号2番3番について、現地調査を1月10日に吉田委員、渡邊委員、私と事務局で跡佐登福祉の家において航空写真で確認し実施しております。申請地については、〇〇〇氏が、屈斜路の2か所に農産物集積場を造成することにより、作業効率化を図るためのものであり、問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。次議案第 110 号の整理番号 4 番、議案第 111 号の申請番号 4 番について、7 番望月委員さんよろしくお願ひいたします。

望 月 委 員 7 番望月です。議案第 110 号の整理番号 4 番、議案第 111 号の申請番号 4 番について、現地調査を 1 月 14 日に新木委員、小林委員、私と事務局で跡佐登福祉の家において航空写真で確認し実施しております。この申請は〇〇〇〇さんが経営規模拡大に伴うスタックサイロを造成するものであります。現在ある施設にも隣接しており作業効率化が図れることから問題なしとしております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願ひします。

議 長 はい、有難うございました。次議案第 110 号の整理番号 5 番、議案第 112 号の申請番号 1 番について、5 番元山委員さんよろしくお願ひいたします。

元 山 委 員 5 番元山です。議案第 110 号の整理番号 5 番、議案第 112 号の申請番号 1 番について、現地調査を 1 月 14 日に塩沢会長、江上委員、鈴木委員、私と事務局で農業会議室において航空写真で確認し実施しております。この申請は〇〇〇〇が経営規模拡大に伴うスタックサイロとロール置場を造成するものであります。施設にも隣接しており作業効率化が図れることから問題なしとしております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願ひします。

議 長 はい、有難うございます。議案第 110 号の整理番号 6 番について、6 番阪口委員さんお願ひいたします。

阪 口 委 員 6 番阪口です。議案第 110 号の申請番号 6 番につきまして、現地調査を 1 月 14 日に小林委員、新木委員、私と事務局で農業会議室において航空写真で確認し実施しております。この申請はKDDI株式会社が携帯電話の基地局を設置するための、除外申請であります。携帯電話サービスの安定化が図られ、申請地は設置後においても営農等支障がなく、所有者である〇〇〇〇氏との同意も得られているため、問題ないと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願ひします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第 110 号整理番号 1 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定といたします。次整理番号 2 番 3 番につきましては、〇〇〇〇委員さんが、農業委員会法 31 条に該当いたしますので、退席をお願ひいたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 2 番 3 番について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定いたします。〇〇〇〇委員の退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 4 番につきまして、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩します。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 4 番について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定いたします。〇〇〇〇委員の退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 5 番について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定いたします。次整理番号 6 番につきまして、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので、退席をお願いします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 6 番について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで整理番号 6 番を決定いたします。〇〇〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。議案第 110 号の整理番号 1 番 2 番 3 番 4 番 5 番 6 番について決定させていただきます。次議案第 111 号について質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番についてなないかございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで申請番号 1 番について決定とさせていただきます。次申請番号 2 番 3 番につきままして、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので、退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。申請番号 2 番 3 番について、何かございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで決定といたします。〇〇〇〇委員の退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。申請番号 4 番につきまして、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので、退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。申請番号 4 番について、何かございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで決定といたします。〇〇〇〇委員の退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。議案第 111 号申請番号 1 番 2 番 3 番 4 番について、決定いたします。次議案第 112 号申請番号 1 番について質疑を受けたいと思います。何かございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで議案第 112 号を決定いたします。次日程 11、議案第 113 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いいたします。

事務局 それでは 41 頁をお開きください。議案第 113 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 1 月 27 日提出。弟子屈町農業委員長。

本総会に提案されております申請につきましては、利用権設定の申請が 2 件、利用権移転の申請が 10 件合わせまして、12 件の申請でございます。整理番号 1 番 2 番につきましては新規の申請でございます。

整理番号 1 番。字〇〇〇〇、外 3 筆。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。貸付人、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和 2 年 1 月 27 日から令和 6 年 3 月 31 日までの約 4 年 2 か月間となっております。図面につきましては、45 頁をご参照願います。

整理番号 2 番。字〇〇〇〇。〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡。公簿地目につきましては、牧場。現況地目は畑でございます。貸付人、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和 2 年 1 月 27 日から令和 5 年 12 月 31 日までの 2 年 11 か月間となっております。図面につきましては、46 頁をご覧ください。

整理番号 3 番から 12 番につきましては、議案第 105 号農地法 3 条の申請がございました、〇〇〇〇さんが息子さんの〇〇〇〇さんに経営移譲に伴います申請でございます。それぞれ〇〇〇〇さんとの賃借権を結んでおりました土地につきまして、〇〇〇〇さんに利用権の移転をするものでございます。整理番号 3 番 4 番の土地の所有者は、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。

整理番号 3 番、字〇〇〇〇、外 3 筆。〇〇〇〇㎡。公簿地目は畑、牧場。現況地目は畑でございます。利用目的は普通畑でございます。借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 27 年 6 月 18 日から令和 6 年 2 月 27 日までの約 9 年間でございます。

続きまして整理番号 4 番。字〇〇〇〇、外 9 筆。〇〇〇〇㎡。公簿地目は畑及び牧場。現況地目は畑でございます。利用目的は普通畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 26 年 2 月 28 日から令和 6 年 2 月 27 日までの 10 年間でございます。

整理番号 5 番。字〇〇〇〇。〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。利用目的は普通畑。土地の所有者につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成 26 年 2 月 28 日から令和 6 年 2 月 27 日までの 10 年間となっております。整理番号 3 番 4 番 5 番の図面につきましては、47 頁をご覧ください。

整理番号 6 番。字〇〇〇〇、外 2 筆。〇〇〇〇㎡。公簿地目は畑、牧場及び原野。現況地目は畑。利用目的につきましては、普通畑でございます。土地の所有者につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成 30 年 6 月 15 日から令和 3 年 3 月 31 日までの約 2 年 9 か月間となっております。図面につきましては、48 頁をごらんください。

整理番号7番。字〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。利用目的は普通畑。土地の所有者につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。使用貸借でございます。期間につきましては、平成28年2月1日から令和8年1月31日までの10年間となっております。図面につきましては、49頁をごらんください。

整理番号8番。字〇〇〇〇、外5筆。〇〇〇〇㎡。公簿地目は畑、牧場及び原野、現況地目は畑。利用目的は普通畑。土地の所有者につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては平成30年2月27日から令和5年2月26日までの5年間となっております。図面につきましては49頁及び50頁をご覧ください。

整理番号9番から11番の土地の所有者につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。

整理番号9番。字〇〇〇〇、外3筆。〇〇〇〇㎡。公簿地目は畑、牧場。現況地目は畑。利用目的は普通畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和元年6月18日から令和6年3月31日までの5年間となっております。図面につきましては50頁51頁をご覧ください。

整理番号10番。字〇〇〇〇、外2筆。〇〇〇〇㎡。公簿地目は畑、牧場。現況地目は畑。利用目的は普通畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成28年2月1日から令和3年1月31日までの5年間となっております。図面につきましては、51頁をご覧ください。

整理番号11番。字〇〇〇〇、外9筆。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。利用目的は普通畑。土地の所有者につきましては、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団北海道農業公社理事長竹林孝氏でございます。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成28年1月28日から令和3年1月31日までの約5年間となっております。図面につきましては52頁をご覧ください。

整理番号12番。字〇〇〇〇、外5筆。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。利用目的は畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和2年1月27日から令和6年7月28日までの約4年6か月間となっております。図面につきましては、52頁をご覧ください。

別紙資料、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調書書が表示してございます。いずれも各項目要件に該当しておりますので、ご参照願います。以上雑駁な説明でございますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号1番2番については、3番鈴木委員さんよろしく願いいたします。

鈴木委員 3番鈴木です。整理番号1番2番において、現地調査を1月14日に塩沢会長、江上委員、私と事務局で農業会議室において航空写真で確認し実施しております。整理番号1番についての申請地については、後継者の〇〇〇〇さんが現在まで適切に管理しておりましたが、規模縮小により、同じ地域の〇〇〇〇さん借り受けるものです。〇〇〇〇さんにおいては安定した営農を行っておりますし、農地についても何の問題もないと判断しております。続いて整理番号2ですが、昨年〇〇〇〇さんが離農した際に地域で賃貸借の調整を行っていた土地です。この度〇〇〇〇が借り受けることとなり、〇〇〇〇においても安定した営農を行っており、申請地においても適切な管理がされておりますので、なんの問題もないと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますよろしく願います。

議長 はい、有難うございました。以下3番から12番については省略いたします。質疑を受けたい

と思います。整理番号1番2番3番4番5番6番7番8番9番10番11番12番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第113号を決定させていただきます。次日程12、議案第114号「農用地等の利用調整申出について」事務局説明お願いいたします。

事 務 局 53頁をお開きください。議案第114号「農用地等の利用調整申出について」農業経営基盤強化法第15条の規定に基づき申出のあった下記の農用地等の利用調整について、調整候補者名の選定及び調整委員を指名する。令和2年1月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。
整理番号1番、申出の種類は譲渡。字○○○○○○○○、の3筆。○○○○㎡公簿現況地目は畑。申出人につきましては、○○○○○○○○、○○○○氏でございます。希望価格につきましては、○○○○円の希望でございます。図面につきましては、54頁をご参照願います。調整候補者名につきましては、南弟子屈地区一円としております。○○○○さん、○○○○さん、○○○○さん、○○○○さん、○○○○さん、○○○○さん、○○○○、○○○○、公益社団法人北海道農業公社、6個人及び3法人を調整候補者といたしました。以上、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。5番元山委員さんお願いいたします。

元 山 委 員 5番元山です。整理番号1番につきまして、現地調査を1月14日に塩沢会長、鈴木委員、江上委員、私と事務局で実施いたしました。○○○○、○○○○につきましては、○○○○が使用しており、○○○○、○○○○につきましては、自ら管理していた土地でございます。この度所有者であります○○○○氏が処分する意向での申出となっております。申出の土地につきましては、現在まで集積等により肥培管理されており、何ら問題ないと判断いたしました。調整候補者につきましては、南弟子屈地区一円、としております。なお、現在まで使用しておりました、○○○○につきましては、購入する意思がないことの確認が取れておりますので候補者から外しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。それでは候補者名について、南弟子屈地区一円、6個人3法人ということでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで候補者名を決定とさせていただきます。次に調整委員の指名について、局長よりお願いいたします。

局 長 整理番号1番の調整委員名の任命につきましては、第1ブロックの委員、塩沢委員、鈴木委

員、江上委員の3名をお願いいたします。

議 長 只今、局長より指名がありました、鈴木委員、江上委員、私(塩沢委員)ということでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第114号を決定させていただきます。次日程13、議案第115号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 56頁をお開き願いたいとおもいます。議案第115号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」令和2年1月27日。弟子屈町農業委員会会長。
違反転用等があったことに伴い、農業委員会で年に1回このように申し合わせ決議をなさいたいことの通知がありました。事務局の方から朗読させていただきます。
「私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報保護法も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。
1番、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、どう33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2番、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。とさせていただきます。簡単ではございますが、議案第115号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。」

議 長 はい、有難うございました。只今事務局から説明をいただきました。このことを皆さんと守っていくということでよろしいでしょうか。

各 委 員 はい。

議 長 よろしくをお願いいたします。議案第115号を決定させていただきます。次その他。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。本日、日程1から日程13までそれぞれ決定いたしました。これにて第30回弟子屈町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

午前 11 時 31 分
以上顛末と録し、議事録とする

議事録署名委員 齋 木 弥

議事録署名委員 鈴 木 和幸